

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

知多北部広域連合は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

知多北部広域連合

## 公表日

平成28年9月15日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	介護保険法(平成9年法律第123号)及び知多北部広域連合介護保険条例(平成12年条例第3号)等の規定に従い、以下の業務を行う。  1. 被保険者の資格管理 介護保険の被保険者を把握し、その資格取得、喪失を行う。 2. 保険料の賦課・徴収及び還付 被保険者の所得等に応じて保険料の賦課・徴収を行う。また、保険料の過誤納が生じた際は還付を行う。 3. 要支援・要介護認定 被保険者の申請を受け、要介護認定の調査等を行い、要支援・要介護等の認定を行う。 4. 保険給付 介護サービス等の受給者に対して、保険給付を行う。
③システムの名称	介護保険システム
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 第9条第1項 別表第一 項番68
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	1. 情報照会の根拠 番号法 第19条第7号 別表第二 項番93、94  2. 情報提供の根拠 番号法 第19条第7号 別表第二 項番1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、95、97、106、108、109、117、120
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	事業課
②所属長	課長 吉田 幸尚
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 〒476-0003 愛知県東海市荒尾町西廻間2番地の1 電話番号 052-689-1651
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	事業課 〒476-0003 愛知県東海市荒尾町西廻間2番地の1 電話番号 052-689-2261

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 10万人以上30万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

